

昭和町農景観整備事業補助金交付について

◎趣旨

町内の農地が食料生産の機能以外に自然環境の形成や美しい農景観形成といった機能を併せ持つことから、癒しと安らぎを与えることを目的として交付するものとする。

◎対象者

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 個人:町内に住所を有する者。
法人:町内に本社を有する法人。
営農組織:町内に事業者を有する組織で、町内の農地において、農景観作物(コスモス又はレンゲをいう。以下同じ。)を栽培する者。
- (2) 町税等の滞納がない者。

◎対象農地

農景観作物の作付面積が概ね 500 平方メートル以上の昭和町内の農地

◎補助金の額

【コスモス】

基準額 × 作付面積 100 m²につき 0.3ℓ

↳ JA 山梨みらいが当該年度に販売する種子の価格

【レンゲ】

基準額 × 作付面積 100 m²につき 0.4 kg

↳ JA 山梨みらいが当該年度に販売する種子の価格

※基準額の種子の価格は町が JA 山梨みらいに確認するものとする。

※算定した額に 100 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

※算定した額が購入額を上回ったときは、購入金額を補助金の額の上限とする。

例)レンゲを 3,000 m²の農地に作付 $\text{基準額} \times 30 \times 0.4 = \text{補助金額}$ (購入金額が上限)

◎交付申請

補助金の交付を受けようとする対象者は、下記の書類を当該年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 昭和町農景観整備事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 購入先の機関、団体等が発行する農景観作物の購入量(前年度1月から本年度12月までの間に購入したものが正確に確認できる書類)の写し
- (3) 昭和町農景観整備事業実施概要書(様式第2号)
- (4) 実施場所の位置図
- (5) 振込口座の通帳の写し ※申請者と振込先名義人が同一であること

※虚偽の申請若しくは不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の趣旨に反すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還しなければならない。